

官製談合事件等の再発防止策等に係る意見書

令和5年2月

日野町官製談合事件等検証会議

目次

1	はじめに	1
2	日野町官製談合事件等検証会議	2
3	事件の概要.....	2
4	事件の経過および対応等.....	3
5	検証の方向性等について.....	5
6	本事案の原因および背景の分析	6
7	日野町の課題と再発防止策等	7
8	おわりに	10
資料 1	課題と再発防止策等の整理	11
資料 2	日野町官製談合事件等検証会議設置要綱	12

1 はじめに

令和4年3月7日、日野町上下水道課の元職員が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反」および「公契約関係競売入札妨害容疑」の容疑で逮捕、起訴され、同年7月28日に有罪判決を受けるという事件が発生しました。

今後、同様の事案を発生させないため、本事件に係る原因を検証し、再発防止に係る具体策を策定するため、有識者、関係者等から意見を聴取することを目的として日野町官製談合事件等検証会議が設置され、同会議において議論を重ねてきました。

本意見書は、第三者としての立場から、本事件の原因究明および再発防止策等に係る意見を取りまとめたものです。

令和5年2月14日

日野町官製談合事件等検証会議

会長 桐山 郁雄

2 日野町官製談合事件等検証会議

(1) 委員構成

(50音順・敬称略)

氏名	所属等	役職
大田 直史	龍谷大学教授	
菊池 健太郎	公認会計士（菊池健太郎会計事務所）	
桐山 郁雄	弁護士（しろまち法律事務所）	会長
漣 藤寿	元滋賀県総務部長	職務代理者

(2) 所掌事務

- ア 官製談合事件の原因究明に関すること。
- イ 再発防止策に関すること。
- ウ その他会議が必要と認めること。

(3) 設置期間

日野町官製談合事件等検証会議設置要綱の施行の日から、官製談合事件等に関する検証を完了した日までの間

(4) 開催状況

	年月日	内容等
第1回	令和4年 4月25日（月）	・会長の互選、職務代理者の選任 ・検証会議、事件の概要について ・検証に向けた現状と課題 ・検証の方向性について
第2回	令和4年 7月28日（木）	・事件および公判の概要について ・職員向け実態アンケート調査 ・事業所向け実態アンケート調査 ・課題および再発防止策の方向性について
第3回	令和4年10月 5日（水）	・事業所向けおよび職員向け実態アンケート調査の報告 ・課題および対応について
第4回	令和4年11月28日（月）	・官製談合事件等の再発防止策に係る意見書（案）について
第5回	令和5年 1月12日（木）	・官製談合事件等の再発防止策に係る意見書（案）について

3 事件の概要

令和2年9月18日に執行された「令和2年度 第61-工農集1号 農業集落排水事業 東桜谷地区機能強化対策工事（その1）」の指名競争入札に関し、当該工事を担当していた日野町上下水道課の元職員（以下「当該職員」という。）が、入札執行の前日である同月17日、佐久良・奥之池地

区農業集落排水処理施設において、落札業者の元営業工事部課長（以下「元従業員」という。）から最低制限価格に関する情報の教示を求められ、これに応じた。その結果、落札業者が最低制限価格（税抜）である803万円に近接した809万円（税抜）で応札して当該工事を落札している。

その後、当該職員は、入札等に関する秘密を教示することにより、公正を害すべき行為を行ったとして、令和4年3月7日に入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反および公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕され、同年3月28日に起訴された。

なお、漏洩先である落札業者の元従業員についても、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、起訴された。

<p>入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 （職員による入札等の妨害）</p> <p>第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>刑法 （公契約関係競売等妨害）</p> <p>第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。 （共同正犯）</p> <p>第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。</p>

4 事件の経過および対応等

(1) 事件の経過および対応

期 日	事 項
令和4年 3月 7日 (月)	日野町上下水道課当該職員逮捕
	19:00 緊急主監課長会議
	21:00 記者会見 (町長・副町長・総務政策主監・総務課長)
	町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
3月 8日 (火)	8:45 緊急職員訓示
	10:00 町議会へ報告
	10:00 警察による捜索 (3月29日まで)
3月 9日 (水)	警察による関係職員への聴き取り (3月28日まで)
3月 11日 (金)	受託業者指名停止 (24月間)
3月 28日 (月)	当該職員起訴
	町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
3月 31日 (木)	当該職員分限休職処分
4月 25日 (月)	第1回日野町官製談合事件等検証会議の開催
4月 26日 (火)	コンプライアンス・公務員倫理研修実施
4月 27日 (水)	コンプライアンス・公務員倫理研修実施

6月 3日 (金)	大津地裁公判(分離公判決定、受託業者元従業員初審理)
6月 23日 (木)	受託業者元従業員大津地裁判決公判
7月 8日 (金)	大津地裁公判(分離公判当該職員初審理)
7月 19日 (火)	当該職員への懲戒事由のヒアリング(総務課) (弁明の機会の付与)
7月 28日 (木)	当該職員大津地裁判決公判
	第2回日野町官製談合事件等検証会議の開催
	日野町一般職の職員懲戒審査委員会の開催
	町長コメント発表(町ホームページに掲載)
7月 29日 (金)	当該職員停職処分(6月)
	当該職員依願退職
8月 9日 (火)	町長・副町長給与減額、関係職員処分
8月 8日 (月)	職員向け実態アンケート調査
~9月 2日 (金)	事業所向け実態アンケート調査
10月 5日 (水)	第3回日野町官製談合事件等検証会議の開催
11月 28日 (月)	第4回日野町官製談合事件等検証会議の開催
令和5年 1月 12日 (木)	第5回日野町官製談合事件等検証会議の開催

(2) 公判および判決

令和4年7月8日の当該職員の公判において公訴事実は争われず、検察による論告、求刑(懲役1年6月)が行われ結審となった。その審理の中で明らかになった最低制限価格の教示行為の内容は、元従業員が応札予定の価格を当該職員に示し、これに対して当該職員がその価格であれば失格しない旨を伝えたというものであった。同年7月28日の判決では、当該職員に対して、懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡された。

判決では、令和2年9月17日頃、当該入札の最低制限価格が810万円(税抜)に近接した金額であることを教示した結果、元従業員が在籍していた業者に当該入札を落札させたことが認定された。このことが、偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示することにより、公の入札における契約の締結について公正を害すべき行為を行ったものとされた。

当該職員の弁護人は、公判の最終意見陳述において、当該職員が長期間にわたりほぼ一人で複雑な農業集落排水事業等の業務を担当していたこと、元従業員から他の業者が落札すれば町が困るかのように不安をあおられ、元従業員が在籍する業者が落札しなければ事業が滞ると考えてしまったこと、農業集落排水事業の施設にトラブルや故障が頻発し夜間休日を問わず対応を迫られていた中で、各施設の仕組みや機器の特性を熟知し、しかも緊急対応が可能な元従業員の在籍していた業者に受注させることが円滑な業務の運営につながると考えていたことなどの事情を斟酌すれば、当該職員については罰金刑が相当である旨の主張をした。

しかし、判決では、これらの理由で犯行を正当化できず、職務上の立場を悪用して情報を漏洩したことにより、公正な入札や職員の職務に対する信頼が著しく害された点で悪質であり、また教示の求めに安易に応じていることから、当該職員の刑事責任を軽く見ることはできないとされた。なお、落札業者の元従業員については、同年6月23日に懲役1年、執行猶予3年が言い渡されている。

(3) 職員処分

ア 当該職員

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号および第3号に該当するため、令和4年7月29日付けで停職6箇月とされた。なお、当該職員は同日付けで依願退職している。

日野町職員懲戒処分に関する指針の規定では、入札談合等に関与する行為について免職または停職が標準的な処分量定として掲げられている。

処分については、判決と同様に当該職員の責任は重いとしながらも、落札業者の元従業員から不安をあおられ教示を求められたこと、農業集落排水事業の業務について、夜間休日を問わず対応を強いられるなど、業務体制について適切に人事配置できておらずかなりの負担を抱えていたことなどを斟酌すべきとして、停職6箇月が相当であるとされた。

地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

イ 特別職（町長、副町長）

令和4年第5回臨時会に「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を提案し、本事件および他の案件を理由として、町長については、令和4年9月分給料の100分の50を減額、副町長については、令和4年9月分給料の100分の30を減額することが可決された。

ウ 関係職員

管理監督および指導責任が不十分であったとし、令和4年7月29日付けで本事件発生時の上下水道課長、上下水道課参事および上下水道課課長補佐が文書訓告とされた。

5 検証の方向性等について

本検証会議は、以下の方向性および視点から検証を行うこととした。

(1) 検証の方向性について

関係資料の調査や関係職員への聴き取り等を実施し、当該事件に係る背景および原因を分析・検証し、再発防止および組織として公正・公平な職務執行の実現に向けた方策について検討する。

(2) 検証の視点について

- ・公正・公平な入札・契約制度の確立に向けて検証する。
- ・組織全体として不正な事務処理を防ぐための方策を人員配置や職員定数を含めた制度面、体制面から検証する。

6 本事案の原因および背景の分析

本事案で問題となった農業集落排水事業（以下「当該事業」という。）は、し尿・生活雑排水等の汚水の浄化という町民の日常生活に欠かせない重要な事業であり、これら进行处理する農業集落排水処理施設（以下「当該施設」という。）に障害が発生すると町民生活に影響を及ぼすことになる。そのため、確実に当該施設の保守点検や更新を行える業者が受注することが当該職員の業務負担を増加させないだけでなく、町民の利益にもつながると考えられる。

こうした事情があって、当該職員は、入札情報の漏示について違法性を認識していたものの、安定的に当該施設の保守点検・更新を行える業者は元従業員の在籍していた業者のみであるとの認識から、業務を受注させてしまったと考えられる。

本検証会議では、裁判で明らかにされた事実関係や当該職員からの聴き取り内容等に基づき、当該職員がコンプライアンスよりも業務執行を優先した原因および背景について、次のとおり分析した。

(1) 当該職員と元従業員との関係

当該職員が元従業員とかかわりを持つことになったきっかけは、当該職員が前任者（平成 28 年 3 月退職）から当該事業の引き継ぎを受けるにあたり、当時、当該施設の保守点検業務の受託業者に在籍していた元従業員と出会ったことである。当該施設の保守点検業務については、継続して元従業員の在籍していた業者が受注しており、当該職員は、前任者から、地元の他の業者では対応できないとして、元従業員の在籍している業者と継続して契約するよう引き継ぎを受けていた。

元従業員は当該施設の整備や保守点検等に長年携わっていた経験から、当該施設の仕組みや機器を熟知しており、当該職員が元従業員から施設の仕組み等について教わることもあった。また、元従業員は、当該施設の機器にトラブルや故障が発生した際の緊急対応が可能であった。当該職員の公判における供述によれば、元従業員と同じ水準の技術や知識を持った従業員がいる業者は他にないと思っていたとのことであり、当該事業に関して当該職員は元従業員に大きな信頼を寄せていたと考えられる。

そのため、当該職員は、当該施設の保守点検の随意契約を締結するにあたり、元従業員が在籍していた業者に受注させるために、その業者の見積額が他の見積徴取業者よりも低くなるように元従業員に見積書を差し替えさせたこともあった。

このような関係性が本事案の原因あるいは背景の一つであったと考えられる。

(2) 当該職員の業務環境

当該職員は前任者から当該事業を引き継いでから逮捕されるまでの間、継続して当該事業を担当していた。前任者の退職後、当該職員は後任の育成に努めたが、後任の職員の在籍期間が短く、十分な育成が図れなかったため、当該事業の業務は他の職員では対応が困難になった。この結果、長期間異動させることができず、当該職員任せの状態になった。

さらに、当該職員については、周囲に業務の技術的なことを相談できる職員がいなかったため、当該事業の安定的な運営に関する責任を一人で抱え込むような状態になっていた。そのことが、本事案の原因あるいは背景の一つであったと考えられる。

(3) 入札制度のあり方

本事案における入札は指名競争入札で行われたが、当該事業に関わる工事の入札の指名業者はほぼ固定されており、一定水準の能力のある業者が多数参加するような状況にはなかった。そのため、当該職員は元従業員が在籍していた業者以外に当該事業の工事に対応できる能力を有する業者はいないと思ってしまう、そのことが最低制限価格を教示することの動機付けの一つとなっていたと考えられる。

また、元従業員は、最低制限価格の教示を求めた理由について、当該入札の指名業者に日野町内の有力業者が含まれていることを事前に知ったためと公判で述べており、指名業者の事前公表が元従業員に最低制限価格の教示を求めさせる誘因になったと考えられる。

その他、工事価格を積算していた当該職員が通常知り得えない最低制限価格に近接した価格を教示できたのは、日野町の入札制度において、予定価格に対する最低制限価格の割合をほぼ固定しており、最低制限価格の類推ができたことが原因であると考えられる。

7 日野町の課題と再発防止策等

本検証会議は、本事案の原因および背景を分析した結果、日野町の課題と再発防止策および公正・公平な業務執行の実現に向けた方策について、次のとおり整理した。

(1) 入札・契約制度について

ア 入札の方式について

日野町では指名競争入札を基本としているため、指名がなければ入札に参加できず、同じ水準で工事等に対応できる業者の入札への参加を妨げている可能性がある。そのため、一定水準の能力を有する業者が入札に参加できるよう、工事の実績、経営の規模、技術的適性の有無等を参加資格要件とする条件付き一般競争入札の導入を検討されたい。

また、指名業者の事前公表は、指名業者が最低制限価格等の情報を担当職員に求める誘因になるとともに、業者間における談合の誘因にもなるため、事後公表への変更が考えられるが、事後公表に変更した場合、最低制限価格だけでなく、入札に参加する他の指名業者の情報について教示を求められることが想定される。公正性の確保と職員の保護を両立させるため、公表方法については十分検討されたい。

その他、担当職員と業者の接触機会を減らすため、電子入札や郵便入札を早急に導入されたい。

イ 最低制限価格等について

日野町の入札制度においては、予定価格に対する最低制限価格の割合がほぼ固定されていることから、工事の担当職員が業務の経験から最低制限価格を類推することが可能である。

このため、最低制限価格を類推できないよう、変動型最低制限価格（ランダム係数）の導入について、メリットとデメリットを踏まえ検討されたい。

また、本事案に関連して実施した事業所向けアンケート調査では、工事等の入札にあたり、その積算の際に徴取する参考見積が、特定の業者に偏って依頼されていることが指摘されている。この場合、特定の業者が予定価格や最低制限価格を予測できる可能性があり、公平性に欠ける。公平性を確保するため、参考見積の徴取は、特定の業者への偏りを避け複数の業者から徴取されたい。

ウ 随意契約について

入札制度だけでなく随意契約の締結についても、その公平性、透明性に問題が認められる。

日野町においては、随意契約の締結にあたって、見積徴取業者から提出された見積書の管理や開札方法に関する取り決めがないため、担当職員個人で見積書の管理や開札を行うことができ、見積書の差し替えが可能である。今後、業者から提出された見積書については、封緘された状態のまま施錠できるロッカーで管理を行い、開札については、管理職を含む複数の職員の立会いにより実施することを徹底されたい。

また、契約手続きの公平性や透明性を確保するため、随意契約の理由や契約金額、契約相手方の公表について検討をされたい。

なお、価格だけでなく、技術力や体制、事業実績等が求められる業務については、公平性や透明性を担保したうえで、プロポーザル方式による業者選定を検討されたい。

(2) 人員・組織について

ア 人員の配置等について

長期間異動がなく、同じグループ内で業務を担当することは、業務の属人化や偏りにつながるとともに、利害関係者とのかかわりが長期化・親密化しやすくなると考えられる。本事案に関連して実施した職員向けアンケート調査では、本事案のみならず他の業務についても属人化していることが指摘されている。

職員への業務の属人化や偏りを避けるため、組織全体の人事行政にかかわることになるが、職場の適切な業務配分と職員間の業務量の平準化を図られたい。また、技術職員の募集方法の見直しや行政職員から技術系職員への転換の検討に努めるほか、定期的な人事異動により、利害関係者との接触が過度に長期化・親密化しないよう留意されたい。

イ 事業に対する職員の負担について

前述の業務の属人化や偏りのほか、事業の運営について所属内で担当者任せとなることや情報共有が十分でないことにより、担当業務を職員一人で抱え込む事態に陥っていると考えられる。職員に困難な業務等を一人で抱え込ませないため、所属長や所属内など周囲に報告や相談ができる環境づくりに努められたい。さらに、各所属課や担当グループ内での定期的なミーティングを実施し、業務の進捗状況や課題などの情報共有を図るとともに、日頃からのコミュニケーションの充実を図られたい。

また、職員向けアンケート調査では、職員数に対して新たな事業に伴う負担が増えていることが指摘されている。職員に対する事業の負担を減らすため、前述のミーティング等において、事業のあり方や課題、体制等について議論がなされるように周知するとともに、総務課が実施する職員に対する人事・組織ヒアリング等では、各所属課や担当グループ内の現在の事業の課題、新規に実施する事業や規模を拡大する事業を確認し、職員個人の意向にも配慮したうえで、職員の事業に対する負担を減らす方向での、人員の配置、体制および組織の改編等について検討されたい。

その他、難度が高く業務の負担となる工事等は、外部機関やコンサルタント等への業務委託を検討されたい。

(3) 業務体制について

ア 業者との接触について

担当職員と業者が単独で接触した場合、状況により入札情報の教示の求めに応じてしまうことが危惧される。このため、業者との対応の際は原則として複数の職員による対応とすること、職員が業者側から入札情報の教示を求められた際は必ず所属長に報告を行うことを周知徹底されたい。

また、業務外での接点や過度に親しい関係になることを避けるため、緊急時や災害時を除き、職員個人の携帯電話を使用して業者へ連絡することを禁止されたい。

イ コンプライアンスについて

入札情報の教示等が法令に反することを認識しつつも、事業の確実な運営を優先する余り、非違行為に及ぶことが考えられる。一方、職員向けアンケート調査では、職場での業務を通じた訓練や法令等の知識の習得が十分にできないため、不適切な行為であることを認識しないまま、本事案のような問題を引き起こす不安があることも回答されている。

公務員としての倫理の再確認および浸透を図るため、職責や職務経験等に応じ、ケースワークに基づくコンプライアンス研修を反復、かつ、継続して実施されたい。また、前述の職場等における日頃からのコミュニケーションを通じて、コンプライアンス意識の徹底を図られたい。これにあつては、町長や副町長、管理職が常にコンプライアンスの意識を持ち、職員の意識醸成に努められたい。

併せて、コンプライアンスの拠り所となる業務マニュアルを各所属課で整備することを通じて、最新の法令等の確認や法令等に準拠する形での業務内容の見直しを行われたい。

ウ 内部統制について

日野町の契約審査会では、単年度ごとに入札案件のチェックが行われていることから、特定の業者が過去から継続して受注していたことに気付きにくい仕組みであると考えられる。契約審査会のチェック機能を高めるため、過去の同種の入札案件や随意契約案件についてもチェックの対象とすることを検討されたい。併せて、事後のチェック機能の強化・改善を図り、牽制効果を高めるため、外部の委員を入れた入札監視委員会等の設置についても検討されたい。

また、全体の業務処理統制整備のため、業務手順の列挙や業務の洗い出しなどによる組織内部の業務の可視化に取り組みたい。これにあつては、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどし、総務課を中心としたワーキングチームを立ち上げ、各所属課との連携や徹底した議論を行われたい。なお、地方公共団体における内部統制制度は、都道府県および指定都市においては、令和2年4月1日から義務付けられている。日野町において、内部統制制度全体の導入は任意であるが、各所属課との連携・議論の際には、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」のうち、参考となるところの活用についても検討されることが有用である。

エ 公益通報制度について

本事案に関連して実施した職員向けアンケート調査では、不正行為等を通報する公益通報

制度に対する職員の認知度が低い結果となっており、通報窓口が総務課に設置されていることの認識も低いと考えられる。また、仮に認識があったとしても内部窓口であるため、通報し辛いことが考えられる。

職員が通報し易いものとなるよう、外部への通報窓口の設置を検討するとともに、公益通報制度および通報窓口について職員に改めて周知されたい。

8 おわりに

日野町の職員が入札の公正を害すべき行為に及んだことを理由に逮捕、起訴され有罪判決を受けるという事件は、町政に対する町民の信頼を損なわせるものであり、そのことを町長はじめ全職員が重く受け止めなければならない。

今回の事件は、職員個人の問題にとどまらず、日野町の組織のあり方や業務体制にも問題があったため引き起こされたと考えられる。今回の事件を組織全体の問題として捉え、職員に不正行為をさせないための仕組みの整備が職員を守ることにもつながる大切な町の責務であるとの認識を保持しながら、本検証会議の意見を踏まえて、公正・公平な業務執行に向けて組織の見直しを含んだ再発防止策等の改善策の策定を検討することが必要である。

今後、このような事態を二度と起こさないようにするため、また、町民からの信頼回復を図るため、町長がリーダーシップを発揮し、策定した再発防止策等の改善策を全職員が一丸となって誠実に履行されることを期待する。

○参考資料

資料1 課題と再発防止策等の整理

	課題	再発防止策等に向けた意見	
短期	参考見積の徴取業者の偏り	積算時の複数者からの参考見積徴取	
	指名業者の事前公表	指名業者の公表方法の見直し	
	業者との接触機会	電子入札・郵便入札の導入	
	随意契約締結過程	見積書の管理や開札方法の見直し (見積書管理の厳格化、開札日時における複数職員立会いによる開札)	
	技師職員の不足	技術職員の募集方法の見直し	
	利害関係者との接触の長期化・過度な親密化	定期的な人事異動	
	相談しづらい環境	職場等のコミュニケーションの充実 (所属・担当グループ内での定期的なミーティング)	
	新たな事業に対する負担	人事・組織ヒアリング方法の見直し	
	業者との折衝方法		業者との複数の職員による対応
			入札情報の教示を求められた場合の上司への報告
			緊急時・災害時を除く職員個人の携帯電話を使用した連絡
倫理意識	ケースワークに基づくコンプライアンス研修の反復・継続		
職員の公益通報制度・設置窓口の認知不足	公益通報制度およびその設置窓口の周知		
中期	指名業者の固定化	条件付き一般競争入札の導入	
	予定価格に対する最低制限価格の割合の固定	変動型最低制限価格(ランダム係数)の導入	
	随意契約締結過程	随意契約の理由および契約相手方の公表	
		プロポーザル方式の活用	
	技師職員の不足	行政職員から技術職員への転換	
	新たな事業に対する負担	外部機関やコンサルタント等への業務委託	
		事業見直しに係るワーキングチームの立ち上げ	
	法令知識等の習得	業務マニュアルの整備	
契約審査会の監視機能	契約審査会のチェック対象拡大 (同種の過去の入札、関連する随意契約)		
窓口が総務課であることによる通報の躊躇	公益通報窓口の外部設置		
長期	業務の属人化・偏り	職場の適切な業務配分と職員間の業務量の平準化	
	事後の入札監視機能	入札監視委員会等の設置	

資料2 日野町官製談合事件等検証会議設置要綱

(設置)

第1条 日野町職員が官製談合防止法違反等の疑いで逮捕された事件（以下「官製談合事件」という。）に係る原因を検証し、再発防止の具体策（以下「再発防止策」という。）の策定に当たり、有識者等の意見を聴取するため、日野町官製談合事件等検証会議（以下「会議」という。）を設置する。

(再発防止策の履行)

第2条 町長は、会議の意見を最大限尊重し、策定した再発防止策を誠実に履行するものとする。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官製談合事件の原因究明に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) その他会議が必要と認めること。

(組織)

第4条 会議は、委員5人以内で構成し、町長が委嘱または任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から官製談合事件等に関する検証を完了した日までとする。

(委員)

第6条 委員は、行政を含めた各専門分野について優れた識見を有する者とする。

- 2 委員または委員であった者は、会議で知り得た情報を漏らしてはならない。

(委員の職務等)

第7条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則として非公開とする。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席または関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(第1回の会議の招集の特例)
- 2 第8条第1項の規定に関わらず、第1回の会議は、町長が招集する。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、官製談合事件等に関する検証を完了した日限り、その効力を失う。